

島根県地域医療教育推進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 県の交付する島根県地域医療教育推進事業費補助金（以下「補助金」という。）については、医療介護総合確保促進基金を財源として予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、地域医療介護総合確保基金管理運営要領（平成26年9月12日医政発0912第5号厚生労働省医政局長通知）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、小学生、中学生の時期に島根県の地域医療の現状及び課題を知り、ふるさとの将来に果たすべき役割について考えることにより、医師、看護師及び薬剤師等医療従事者を目指す児童、生徒を増やすことを目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金は、島根県内の市町村立小学校及び中学校において実施する地域医療教育に要する経費を対象とする。

(交付額)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表第1欄に定める基準額と第2欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

(交付対象者)

第5条 この補助金の交付対象者は市町村とする。

(補助金の交付申請)

第6条 市町村は、規則第4条第1項の規定により補助金の交付を申請する場合には、様式1を知事に提出するものとする。

(事業内容の変更等の申請)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、第6条に定める申請手続きに従い知事の定める日までに様式2を知事に提出するものとする。

(補助金の概算払)

第8条 この補助金は、知事が必要と認める場合には概算払をすることができる。市町村が、補助金の交付を受けようとするときは、様式3を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第9条 この補助金の実績報告は、次により行うものとする。

- (1) 市町村は、規則第10条の規定により実績報告を行おうとする場合には、様式4を知事に提出するものとする。
- (2) (1)の実績報告書は、当該補助事業の完了した日から起算して1ヶ月を経過した日又は補助交付の決定を受けた年度の3月31日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

(書類の提出)

第10条 市町村が、この要綱の規定により知事に提出する書類は、医療政策課へ提出する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月24日から適用する。

附 則 (平成30年3月22日医第1355号)

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (令和4年3月7日医第1676号)

この要綱は、令和4年3月7日から適用する。

附 則 (令和5年3月9日医第1507号)

この要綱は、令和5年3月9日から適用する。

附 則 (令和7年4月1日医第72号)

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

(別表)

1 基準額	2 補助対象経費	3 補助率
1校当たり 100千円	報酬費(謝金)、旅費、需用費(図書購入費、印刷製本費等)、役務費(通信運搬費等)、使用料及び賃借料	$\frac{10}{10}$

ただし、図書購入費のみの場合は上限額を50千円とする。